

農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農地中間管理事業になります！

◆ 農地中間管理事業とは？

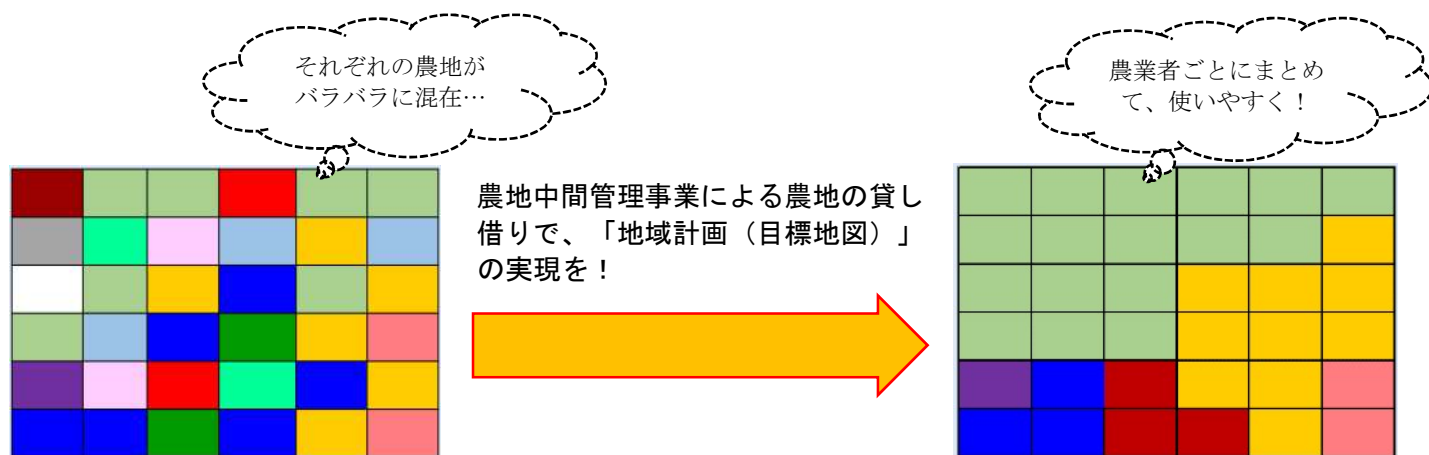
知事が指定する**農地バンク**（農地中間管理機構）が、地域計画（目標地図）に位置づけた受け手に対し、出し手から借り受けた農地を貸し付ける事業です。

※ 地域計画（目標地図）が策定されていない地域では、農業委員会の要請等に応じて農地の貸し借りをします。



※1 市町村が作成する農用地利用集積計画（相対契約とも言われています。）

※2 目標地図とは、地域の農業者等による協議を踏まえ市町村が作成する「地域計画」において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。



公益財団法人 福岡県農業振興推進機構（農地中間管理機構：**農地バンク**）

福岡県農業振興推進機構は県知事が唯一指定した福岡県の農地中間管理機構です

みなさんの疑問にお答えします。



Q 令和7年度から農地貸借の手続きは、農地バンクまで行かなければならないのですか？

A 令和7年度からも、今までどおり貸借する農地のある市町村・農業委員会での手続きです。

Q 農地バンクに農地を貸すと、農地バンクが勝手に受け手（耕作者）を決めてしまうのですか？

A 農地の受け手は、地域の合意に基づいて市町村が策定した「地域計画（目標地図）」に記された受け手が基本です。

Q 農地バンクは、勝手に賃料を決めてしまうのですか？

A 出し手（地権者）と受け手（耕作者）が合意した賃料が基本です。

Q 今までの農地貸借に比べ、農地中間管理事業は準備する書類が多く面倒と聞きますが、本当ですか？

A 農地中間管理事業は、農地バンクを通じ、賃料を徴収し支払う仕組みとなっているため、賃料の振込先を間違えないよう、必要な書類の提出をお願いしています。

この事業の詳しい内容・ご質問については、下記にお問い合わせ下さい。

吉富町役場（地域振興課）、吉富町農業委員会、JA福岡京築

（公財）福岡県農業振興推進機構：「農地中間管理機構」

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階

電話番号：092-716-8355